

申告相談に関するQ & A

税務課市民税係 ☎ 0824-73-1146

Q:令和3年1月2日にA市から庄原市に引っ越しました。令和2年分の申告はA市ですか、庄原市ですか？

A:A市です。

毎年1月1日が基準日となります。基準日に住民登録のある市町村で申告してください。

Q:令和2年中に扶養親族が死亡しました。扶養控除が認められますか？

A:年の途中に扶養親族が死亡しても、扶養控除が認められます。

通常、扶養親族の認定は令和2年12月31日現在で判定します。しかし、扶養親族が死亡した場合は、12月31日現在ではなく、死亡時点での扶養状況によって判定します。

Q:ふるさと納税のワンストップ特例制度を申請した後、新たに医療費控除の申告を行う場合は、医療費控除のみ申告すればよいですか？

A:ふるさと納税（寄附控除）および医療費控除、両方の申告が必要です。

確定申告を行うと、対象期間に行ったワンストップ特例制度への申請がすべて無効になります。寄附先の自治体が発行する寄附金受領証明書を持参し、ふるさと納税も忘れずに申告してください。

Q:生命保険契約の満期や解約により保険金を受け取った場合には、申告が必要ですか？

A:申告が必要です。

保険料の負担者、保険金受取人が誰であるかにより、所得税、贈与税のいずれかの課税の対象になります。

- 保険料の負担者が**Bさん**で、保険金受取人も**Bさん**の場合 ⇒ **所得税**
- 保険料の負担者が**Bさん**で、保険金受取人が**Cさん**の場合 ⇒ **贈与税**

Q:家族の医療費を支払いました。医療費は家族のものも控除の対象になりますか？

A:自分の医療費のほか、生計を一にする配偶者やその他の親族のために支払った医療費は、医療費控除の対象になります。

領収書を持参する必要はありませんが、医療費控除の明細書を作成してください。明細書様式は市役所本庁舎・各支所に用意しています。また、国税庁ホームページからもダウンロードできます。(領収書は5年間保存する必要があります)

Q:支払った医療費を補填する保険金を受け取りました。収入として計上する必要がありますか？

A:受け取った保険金は、収入として計上する必要はありません。医療費控除を受ける場合は、支払った医療費の金額から、その医療費を補填する保険金などの金額を差し引いて申告をしてください。この場合、差し引きの計算は、その補填の対象となる医療費ごとに行い、支払った医療費の金額を上回る部分の補填金の額は、他の医療費の金額から差し引きする必要はありません。



市役所または税務署で確定申告や住民税申告をする方へのお願い



- マスクを着用し、入場の際にアルコール消毒をお願いします。
- 入場の際に検温を実施します。37.5℃以上の発熱が認められる場合は、入場をお断りします。

年末調整や、「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」による、障害、寡婦、ひとり親の申告をしていない方が控除の適用を受ける場合には、必ず申告が必要です。

2月は、

固定資産税4期、国民健康保険税8期、介護保険料9期、後期高齢者医療保険料8期の納付月です。

〔納期限3月1日(月)〕

- ◇「口座振替」にしている方は、納期限の前日までに残高確認をお願いします。
- ◇納付で困っていることがあれば、収納課または各支所市民生活係にご相談ください。

次回予告 来月は、「スマホ収納」「バイクなどの廃車・名義変更」についての予定です。